**仕 様 書**

１　業務名称

わたSHIGA輝く国スポ2025守山市開催正式競技（バレーボール、ソフトボール、サッカー、軟式野球）警備業務

２　業務目的

本仕様書は、わたSHIGA輝く国スポ2025守山市開催正式競技（バレーボール、ソフトボール、サッカー、軟式野球）における警備業務の実施により、安全かつ円滑な大会運営が行われることを目的とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施種目 | 競技日程 | 競技会場 |
| バレーボール（少年女子） | 令和７年９月28日～10月１日(４日間) | 守山市民体育館 |
| ソフトボール（少年女子） | 令和７年９月29日～10月１日(３日間) | 守山市民球場守山市民運動公園ソフトボール場 |
| サッカー（少年男子） | 令和７年10月３日～10月７日（５日間） | 野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク） |
| 軟式野球（成年男子） | 令和７年10月４日～10月５日（２日間） | 守山市民球場 |

３　履行期間

契約締結日から令和７年10月17日（金）までとする。

（業務準備および報告書作成期間を含む）

４　業務場所および業務実施期間・日時および業務場所における配置箇所・人員

別紙「各競技警備員配置計画」、「各競技警備員配置図」のとおり。

５　業務内容

(1) 会場内外警備業務

　 ア　ADチェック警備（選手や大会関係者と一般観客の動線分け）

　 イ　観客誘導

　　ウ　金属探知機（ゲート型・携帯型）を使用した手荷物検査および不審物持込み検査（金属探知機の調達・設置は、発注者で行う）

エ　会場周辺警備

(2)　夜間警備業務

ア　仮設物、備品、会場装飾等の火災および盗難・損壊等の防止

イ　施設保安のための巡回監視

ウ　不審者および不審物への警戒

エ　不法侵入者の防止対策および排除

オ　事故発生時における関係機関等への通報・連絡

カ　その他不測事態への対応

(3)　前各号に掲げるもののほか、履行のために必要な業務

６　配置警備員の条件

ア　配置する警備員は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）および関係法令に定められた教育訓練を受け、警備業に必要な資格を有したものであること。

イ　バレーボール（少年女子）競技観客誘導に配置する警備員は、「雑踏警備資格」を有した者であること。

ウ　ADチェックに配置する警備員は、「施設警備資格」を有した者であること。

エ　配置する警備員は、労働災害保険および賠償責任保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

７　提出書類

(1)　契約締結前に提出するもの

ア　警備契約内容書（法第19条第１項による書面）

(2)　契約締結後に提出するもの

ア　警備契約報告書（法第19条第２項による書面）

イ　契約金額内訳明細書（時間延長時の単価とするため）

ウ　警備計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図等）

エ　配置する警備員の名簿

オ　加入している賠償責任保険、労働災害保険の保険証券の写し

カ　組織及び緊急時体制図

(3)　競技における業務完了後に提出するもの

ア　警備業務日誌（受託者が通常業務で使用している様式可、を毎日提出する。）

イ　業務完了報告書

ウ　事故発生報告書（事故処理後、速やかに提出する。）

エ　その他発注者が指示する書類

８ 適用

(1)　範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、受託者の責任において、誠実に履行すること。

(2)　疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発注者と十分に協議し業務を遂行すること。

９　法令、条例等の遵守

(1)　本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。

(2)　異常事態発生の場合には、直ちに警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難・破壊行為等の場合は警察署へ連絡し、併せて別に発注者で定める責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

10　秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。

11　再委託の制限

　　　受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委任、または請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委任、または請け負わせる場合は、事前に書面にて発注者へ報告し、承認を受けること。

12　その他留意事項

(1)　配置する警備員は、無線機等を使用し相互に連絡を密に取れる体制を整えること。

(2)　警備員は、身なり、言動に注意し、大会関係者及び一般観覧者等に対応すること。

(3)　警備員は、法および関係法令に定められた制服を着用し、名札を着けて業務に従事すること。

(4)　配置場所までの警備員の交通手段の措置は、受託者が行うこと。なお、交通手段は可能な限り公共交通機関および自転車・バイク等を利用し、車で乗り入れする場合は、可能な限り相乗等の措置を講ずること。

(5)　受託者は、業務遂行に先立ち、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。

(6)　別紙「各競技警備員配置計画」のとおり、配置人数は労働基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。なお、警備員の休息・交代等による人事管理および食事等の手配については、受託者側で実施すること。

(7)　警備員配置計画表に示す業務時間は予定時間であり、競技終了時間の延長等により業務時間に変更が生じる場合があるが、柔軟に対応し、業務を遂行すること。

(8)　業務日ごとの終了時刻は、競技終了時間の延長等により変更する場合があるため、発注者の指示によるものとする。

(9)　配置位置については平常時の体制であり、発注者は混雑に応じて効率的な配置シフト及び警備員の増員を要請する場合がある。

(10)　警備員数および業務場所等業務内容に変更が生ずる場合または業務開始時間前に中止が決定した場合については、その費用も含め別途協議し、業務実績に応じて精算するものとする。

(11)　競技の終了後、速やかに業務完了報告書を発注者に提出すること。

(12)　受託者は、本業務を実施するにあたって警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が賠償すること。

また、万が一の損害賠償に備えて、賠償責任保険に加入し発注者の確認を受けること。

(13)　受託者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(14)　受託者は、発注者に対し、過去の経験を生かした多角的なアドバイスを行うこと。

(15)　施設管理者による通常警備との整合性を図ること。

 (16)　設営および撤去業務完了後、すみやかに発注者に報告し、発注者の確認を受けること。

 (17)　この仕様書、契約書に定めのない事項については、その都度協議し処理するものとする。